

平成12年9月14日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」ご担当殿

富山市牛島町15-1
北陸電力株式会社
経営企画部部長 河合 成海

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について、電気通信審議会特別部会が設置され、本格審議を開始されるにあたり、諮問案件に対する意見を募集されていることを知りました。

この特別部会においてご審議される項目の一つである「競争の基本的枠組み」における主要な論点に「線路敷設の円滑化方策」が挙げられておりますが、この問題につきましては、電気事業者として大いに関心のあるところであり、以下の点について意見を申し上げたいと存じますので、宜しくお取りはからいください。

地域通信市場における実質的な競争の導入にあたっては、ネットワークインフラ構築における競争環境を整備することが不可欠であり、地域経済活性化の面からも望ましい方向であると考えている。

地域における電気事業者としても、公益事業の立場からネットワークインフラの円滑な整備にできる限りの協力をすべきであると考えている。

一方、ネットワークインフラ整備は、事業者、利用者すべてに有益性をもたらすものでなければならず、これを実現するにはお互いの利害関係、既存の事業環境や様々な法制度との整合性をとった方策を考える必要がある。

電気事業者としては、線路敷設の円滑化に対しては、公平かつ公正な対応に努めてきている現状を踏まえ、今後の方策検討にあたっては以下の点を十分に考慮されることを強く要望する。

1. これまでの取り組み

<電柱>

・平成10年12月に関係省庁会議にて公表された検討結果報告書の趣旨を踏まえ、昨年3月に電柱共架に関するパンフレットを作成し、共架料金・条件・対応窓口等を公表するとともに、

通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの利用申し込みに対して、公平かつ公正な対応に努めている。

- ・ここ1年間の実績においても、申し込みのほぼ全数について共架のご利用をいただいている。
- ・以上から、電気事業者と電気通信事業者との間の取引は民間ベースで支障なく行われており、今後もこの自主取引ルールに基づいて規制緩和の定着化を図っていくことができると考えている。

< 管路・洞道 >

- ・これまで具体的な利用申し込みがほとんどない。
- ・電力設備の効率的形成の観点では、将来の需要増を見越した必要最低限の空きスペースしか確保していない。
- ・しかしながら、昨今の急速な情報通信需要の高まりから、ネットワークインフラ敷設のために管路・洞道の有効活用を求める動きが高まっていることから、今年6月に、電力供給保安確保に支障が及ばないことを前提条件として、利用手続きや料金等についてパンフレットを通じて一般に公表した。

2．懸念される問題点

- ・線路敷設権の開放において、電気事業者等の公益事業者が保有する電柱・管路の開放義務付けに向かうとすれば、以下の問題があると考える。

< 私的財産権の制限等 >

- ・電気事業者は電気事業遂行に対する理解と協力を地権者からいただき、私有地に電柱を敷設しており、公益特権に基づいているものではない。
- ・従って、第一種電気事業者のみが電気通信事業法73条に基づく私有地の使用权により共架を進めていくならば、次のような問題に拡大する恐れがある。
 - ・本来電気事業用に電柱の敷設を認めた地権者の認知と大きく隔たりが生じ、私有地の提供回避に繋がり、結果的には今後私有地への電柱敷設が困難となり、電気事業の遂行にも影響を及ぼす。

3．弊社意見

- ・1本の電柱・管路に複数のケーブル敷設を指向する線路敷設権の開放は、設備の重複投資及び景観破壊の面から好ましくない。既存のネットワークインフラの接続サービスや心線貸しサービスを受ける方が有利となるような利用環境を整備する方が効果が大きいと考える。
- ・線路敷設の円滑化に対するこれまでの弊社の自主的改善措置において特段の問題が発生していないこと、並びに改善措置後の効果も確認できない現段階では、開放を義務づけるような法

制化は避けるべきであると考える。

以上